

jewel 会員規約

(目的)

1、jewelダンス教室の主催を通じ、ダンスを楽しみながらダンスの技術や芸術性表現を向上させ、発表会やコンテストイベント等に参加します。また会員の年齢や技術レベルに応じた目標を設定し、目標達成のため会員を指導、育成します。

(運営)

3、jewelのダンス教室の運営や管理は「株式会社jewel」がこれを行います。

(入会資格)

3、入会できる会員は満3歳以上の健康な男女とし、会員が未成年者の場合には必ず保護者の同意を必要とします。

4、会員及び保護者については、教室の円滑な運営や活動に支障を来す可能性がある方、及び会社が不適当と認める場合は入会をお断りします。また、これらの事象が判明した時点で退会していただきます。

(会員規定)

5、会員は自己の健康状態を把握したうえで参加し、病気や事故を未然に防ぎます。なお、会員が未成年者の場合は保護者が責任を持って健康状態を把握した上で参加させます。また、会員はスポーツ傷害保険に加入し、事故や病気の場合には保険の請求をします。なお、保険の保障範囲以外には会社及びインストラクターは免責とします。

6、会員及び保護者は、施設の使用に当たってはルールを守り施設を丁寧に使用します。故意または過失により破損させた場合は責任を持って現状復旧などの賠償を負います。

7、会員間での事故やトラブルについては会員同士が誠意をもって解決に当たります。なお、会員が未成年者の場合は保護者が責任をもって保護者間で解決に当たります。また、教室開催中に会員間で故意または過失により損害賠償請求事故が発生した場合は、スポーツ傷害保険の保障額を上限とすることを原則とします。

(入会金及び会費)

8、入会時は規定の入会金を支払うものとし、退会時はこれを返却しません。

9、月謝は前月26日に指定銀行より引き去りますが、引き去りができなかった場合は会社指定の銀行口座に当月15日までに振り込みます。(振込手数料は自己負担とします)なお、2か月滞納の場合は退会とし、その間の月謝は退会時まで清算します。

10、レッスンは原則として、3ヶ月11回の教室開催としますが、定額の月謝として指定口座より引き去ります。

11、入会金及び月謝については、当該対象月の消費税率に基づいた消費税額を加えたものを引き去り又はお振り込みいただきます。

(休会)

12、健康状態及び進学準備など止むを得ない事情を会社が認めた場合は休会とし、申し出の翌月よりその間の月謝支払及び入会金は免除して復帰できるものとします。ただし休会期間は最長1年間とします。

(退会)

13、退会日の1ヶ月以前に会社に申し出ることで、翌月末日をもって退会することができます。

14、会員及び保護者が他の会員や保護者に対して規定違反や運営ルール・社会通念上のマナーを欠く行為により教室運営に支障をきたす場合には退会していただきます。また、他の会員や会社及びインストラクターの名誉や信用を毀損した場合も同様とします。

(個人情報の管理)

15、会社は教室運営上に必要な個人情報について、運営上の目的以外には使用しません。また会員同士も、知りえた個人情報を教室運営の目的以外には使用できません。

(その他)

16、本規定に定めのない事項及び、教室運営上に必要な事項は会社が定めるものとし、jewelの活動や教室が楽しく円滑に運営できるように必要により改定を行います。

(附則)本規定は平成25年7月1日より施行します。